令和６年度大阪府福祉基金
地域福祉振興助成金

施設等入居者の金銭管理に関する
ヒアリング調査報告書

特定非営利活動法人 NPO かんなびの丘

Ⅰ．実践者ヒアリング調査

対象団体

本ヒアリング調査の対象は金銭管理サービスに関するしくみづくりを行っている団体として、金銭管理サービスを提供している団体とした。いずれも第二種福祉事業の届出を行っている。

	団体名	備考
①	特定非営利活動法人そよ風ネットいわき	メール
②	特定非営利活動法人 PAS ネット	訪問
②	特定非営利活動法人 NPO かんなびの丘	訪問

今回、ヒアリング調査にご協力いただいた団体には、お忙しい中時間を作っていただきました。十分に下調べができておらず、的外れな質問にも真摯にご対応いただきました。この場を借りて、お礼申し上げます。

対象法人名	そよ風ネットいわき	
対 応 者 名	松本様　安藤様	
調 査 方 法	メール	
調　査　日	2025 年 2 月 7 日～21 日	
調 査 者 名	北中	

法人の概要
・障がいのある方々の生活の場が、施設から地域へと移行する流れの中、1993 年（平成 5）にいわき市で初めての知的障がい者のグループホームが作られた。以降、2001 年（平成 13）までに 70 名を超える方々が、地域へ移行した。 ・その方々の財産管理について、それまで施設内で行っていたが、別組織で行うことが望ましいと言うことで、当時の家族の会や施設関係者の思いにより、NPO 法人そよ風ネットいわきが設立された。（平成 14 年 1 月 10 日設立） ・役員数/職員数について 理事：11 名　　監事: 2 名　　顧問弁護士 2 名　　顧問税理士 1 名

金銭管理事業に取り組むきっかけ
・金銭管理事業に取り組むきっかけとなった課題や困りごとはどのようなものでしたか 当法人設立前は、入所施設や保護者が管理していたが、施設で管理していても、保護者からお金の借り入れのケースがあり、施設でも断り切れず、返済もないケースがあり、問題視されていた。在宅で本人と同居しているケースでは、本人の年金が家族の生活費として使われ、本人に十分使われていないケースもあった。 ・スタート時に苦労したことはありますか NPO法人の立ち上げや理事の選任、職員の人材確保、収入（会費の設定等）、施設内で財産管理を行っていた家族の会からの引継ぎ、弁護士、司法書士、施設長、社会福祉士などの専門職の方々の助言等があり、いわき市や地元の銀行の協力も得られスタートできたが、スタート後に本人ではなく家族の一部（特に経済的虐待を行っている家族）から、本人の金銭を安易に借用できないことへの不満を訴えられたり、事務所に怒鳴り込んでくる家族もいて不安な状況があった。機械警備を入れ、入り口のドアは常に閉めておくよう気を付けながら事務を行っていた。また、事務所に本人の重要書類や大金はおかず、銀行の貸金庫に預けた。 ・第二種福祉事業の取得について →設立から 5 年後の平成 19 年、いわき市に届けた（福祉サービス利用援助事業） ■利用者数 ・

■利用者属性

・知的障がいのある人及び特別の事情を考慮することができるその他の障がいのある人等

■エリア

・いわき市内

金銭管理事業の内容

■提供サービス

・

■金融機関との関係

・法人設立当初から同一の銀行にお願いしている

→毎日の入出金分を金種別一覧にまとめて窓口に出す等、相互において合理的に処理できるよう努力している。

→また、年間契約料として引き落とし手数料や両替手数料を法人で負担し、銀行に支払っている。インターネットバンキングも導入している。

■職員体制

・財産管理業務職員 3 名、法人後見担当職員 5 名、配達職員 4 名、法人後見支援員 1 名

■整備しているもの

・財産管理事務手続規程（平成 15 年）　・個人情報管理規程（平成 20 年）

・「利用者の声」管理規程（平成 20 年）　・内部監査規程　（平成 20 年）

・組織・職務規程（平成 20 年）　・文書管理規程（平成 21 年）

・法人後見業務規程（平成 22 年）　・特定個人情報取扱規程（平成 28 年）

・入会申込書、契約書、支援計画書等

・銀行の入出金電伝票については、銀行の様式に合わせたシステムを導入している。

■保管方法

・入会時に普通預金通帳、定期預金通帳、年金証書、不動産登記簿謄本等を預かり、大手銀行の貸金庫で保管する

■利用料

・設立当初　入会金　1 万円　年会費　24,000 円

・令和 6 年度現在　入会金　1 万円　年会費　48,000 円

→設立当初から預かる金額、配達(本人に届ける)回数、距離に関係なく一律

■チェック体制

・預かり金・法人会計監査

→顧問税理士により会員の預かり金監査：10 月（上半期分)、4 月（下半期分）

→顧問税理士による法人会計監査：調査報告

→監事監査（新年度の理事会前)：監査報告書（NPO 様式）に署名捺印

・内部監査

→内部監査責任・監査員 2 名により実施（主に財産管理・法人後見業務)：2 月・7 月

→監査責任者は、結果報告書作成⇒理事長・監事に報告

→必要があれば、改善指示/処置報告書⇒事務局長へ

■研修

・主に全国権利擁護支援ネットワーク主催のセミナーやいわき市権利擁護・成年後見センター主催の研修会等に参加

・社会福祉士会の貢献に関する件数に参加

■社会福祉協議会との関係

・財産管理等の相談ケースにより、本人にとって適切な支援が行えるのか連携を取ることがある

・被後見人の親族が社協の支援を受けているケースがあり、必要時には連絡を取り支援にあたっている

■その他

・地域において金銭管理を求める声はありますか

→本人よりも周囲が求めるケースが多々ある。本人が納得した上での契約のため、今後も本当に必要としている方へ適切な支援ができるよう、広く相談は受けていきたい。

・その他、金銭管理に関して法人として取り組んでいることはありますか

→金銭管理を通して、それぞれの生活に合わせた収支に注力し、本人の権利擁護支援を図っている。

対象法人名	特定非営利活動法人 PAS ネット	
対 応 者 名	森岡　秀昭様	
調 査 方 法	訪問	
調　査　日	2025 年 2 月 26 日(水)　13:00～	
訪 問 者 名	北中、坂口	

法人の概要
法人の概要
・2001 年に権利擁護実践活動を開始。権利擁護なんでも相談、成年後見制度の啓発及び利用支援、日常的金銭管理のシステム化を行う。 ・2002 年 11 月に任意団体「にしのみや権利擁護支援センター」を設立。活動の定着と事業としての成立を図るために 2004 年に NPO 法人化

利用者
■利用者数 ・7 名 →開始当初は 30 人ほど支援していた →権利擁護センターを運営しているため職員配置の理由で、本サービスの契約希望者に対して十分に提供できていない。 ・20 年前の仕組みで必要なサービスが提供できないので現状に合わせた制度変更を進めている。 →緊急対応、成年後見制度へのつなぎ、短期の利用が多い ■利用者属性 ・最近は虐待対応が多く、そういった時の緊急対応としてやっている →虐待対応には金銭問題が内包されている ・債務整理やお金の使い方が苦手な方への一時的な支援 →債務整理は法律職へ →自己破産のための準備、家計簿作成の支援を担当 ・社会福祉協議会（日常生活自立支援事業）が対応できない方 →入院している、身体障がい者、外出できない方 ■エリア ・対象地域は定めていないが、権利擁護センターを運営している西宮市と芦屋市がほとんど ■相談経路 ・権利擁護センター経由が多く、直接の相談は少ない。

サービス内容
■提供サービス ・福祉サービス利用援助事業 →成年後見制度活用までのつなぎ等短期間の支援が多くなっている →長期の支援が必要な場合は社会福祉協議会と調整している →基本的に何でも預かっている →支援、対象者に応じて預からないこともある ■金融機関との関係 ・基本的にキャッシュカードを使用している ■職員体制 ・専門員は常勤の相談員が別事業と兼務して対応している →利用者数が 7 人なので 1 人 1 ケース未満となっている →権利擁護支援センターで本人対応をしている相談員は、当該本人の金銭管理の担当者にならないようにしている、本人の相談対応（虐待対応含む）をしている職員が本人の金銭管理もしていると、職員個人の負担が大きく、他機関から本人支援の大部分を任されるおそれがあり支援連携上で支障がある。 →緊急のケースでは複数人で対応するようにしている ■整備しているもの ・福祉サービス利用援助事業実施要領、日常的金銭管理に関する規定、書類等預かりに関する規定、緊急時における利用契約に関する規定 ・契約締結のためのガイドライン、福祉サービス利用等援助申込書、重要事項説明書、福祉サービス利用援助契約書、支払方法確認＆収支計画書、支援計画書、書類等預かり書、代理人届、活動報告書、支援記録表、ケース記録、契約終了書、書類等引渡し証 ■保管方法 ・事業所内の金庫に保管（成年後見事業と同様に実施） ■利用料 ・1 時間単位 2,000 円（生活保護受給者は 1 回 500 円） ■チェック体制 ・出入金の決裁、出金後の通帳・出納帳の確認は複数人でおこなっている。 （成年後見事業と同様に実施）

■研修

・権利擁護支援の研修は実施しているが金銭管理としての研修はできていない

■その他

・死後事務、身元保証の相談はある
　→法律職につないでいる、一定程度お金がある人は法律職にやってもらう
・預かり品は誰に返すのかが課題となっている
　→亡くなりそうになったら本人に返すようにしている
・社会福祉協議会（西宮市）との関係
　→西宮市社協は障がい者の相談窓口になっている。PAS ネットの金銭管理の相談は包括やケアマネ経由の高齢者の相談が多い。
　→金銭管理の相談はまずは社協を案内している。社協への相談が PAS ネットへ案内されることもあり、都度ケースの共有をおこなっている。

対象法人名	特定非営利活動法人 NPO かんなびの丘	
対 応 者 名	北中　大輔	
調 査 方 法	訪問	
調　査　日	2025 年 2 月 28 日(金)	

法人の概要
・大阪府立金剛コロニー（現・こんごう福祉センター）では、元々施設が福祉サービスに加えて金銭管理サービスも提供していたが、管理者である大阪府の監査で分離を指摘された ・地元の社会福祉協議会にも打診したが、当時 800 名以上がサービスを利用したため対応できないと断られた ・そのため受け皿として施設入居者の保護者及び施設職員の有志によって任意団体を設立する ・預かっている通帳の口座残高が数億円に上るため、法人格（NPO 法人）を 2005 年に取得する ・設立当初から約 10 年間程度は施設入居者向けに金銭管理サービスを提供していた

利用者
■利用者数 ・54 名 ■利用者属性 ・契約が可能でサービス利用を理解できる方であれば、特段の制約は設けていない →身体障がいや長期入院等での利用も可能 →そのため在宅者、施設入居者、入院患者等多岐にわたる ■エリア ・主に南大阪（堺市、南河内） ・大阪府外にも利用者あり ■相談経路 ・地域包括支援センター、高齢者施設、病院等

サービス内容
■提供サービス ・財産管理サービス 　→福祉サービス利用援助事業 　→日常的金銭管理サービス 　→財産等の保管 ・死後事務委任契約 　→任意後見契約も行う場合は公正証書で行う ■金融機関との関係 ・ゆうちょ銀行とは代理人手続きを行っている ・特定の金融機関は窓口対応ができないため、該当金融機関しか口座がない方とは契約していない ・利用者の同意が得られれば、キャッシュカードの使用を認めている ■職員体制 ・担当職員は他事業との兼務 ・契約、解約等は専門員が担当 ・ファイナンシャルプランナーの資格保持者あり ・支援員（銀行業務、面会業務）には元金融機関職員や日常生活自立支援事業支援員も在籍 ■整備しているもの 規定 契約書、重要事項説明書、契約解除合意書兼引継書 金融機関作業確認票、オプション票、利用料計算票、現金書留送付記録、受領証　等 ■保管方法 ・金庫（通帳、印鑑・キャッシュカード、現金の保管用として３つ使用，成年後見事業と共用） ・鍵付き書庫（個人別ファイル、領収書等書類） ■利用料 ・基本料金 3,000 円/月、作業料 1,000 円/回 ■チェック体制 ・金融機関作業前後に担当者以外の職員が確認する ・毎月、支援内容の確認を行う（請求書作成を兼ねる）

■研修

・新規に担当した場合は OJT で対応

・金銭管理コーディネーター養成研修を開講した場合は受講

■その他

・財産管理サービスに付随する形で死後事務委任契約も実施

Ⅱ．施設ヒアリング調査

対象施設

アンケート調査依頼時にヒアリング調査への協力を尋ねた際に協力の意向を示していただいた施設及び実行委員からの推薦のあった施設をヒアリング調査の対象とした。

No.	所在地	施設形態	施設名
①	大阪市淀川区	障害者支援施設	障害者支援施設　希望の園
②	堺市美原区	ケアハウス	和風荘
③	富田林市	特別養護老人ホーム	かんなびのさと

回答いただいた施設は、支援の時間を割いて対応していただきました。また、施設内の見学もさせていただき、利用者の生活の場かつ支援の現場を拝見することができました。この場を借りて、お礼申し上げます。

対象法人名	社会福祉法人大阪自興会	
対象施設名	障害者支援施設　希望の園	
対 応 者 名	園長　蔭山勲様	
調　査　日	2025 年 1 月 24 日(金)　14:00～16:00	
訪 問 者 名	北中、角谷	

法人・施設の概要
【法人】 施 設 数　1 施設 職 員 数　42 名 理　　念　障害のある人が『人』として普通に暮らせる環境づくり 【施設】 開　　所　平成 20 年 10 月 1 日 入居者数　50 名（施設入所支援） 障　　害　平均障害支援区分：4.80

利用者の状況
■利用者数 33 名 ■成年後見制度の活用 12 名（専門職法人他） →現金は施設で管理している、法人後見なので円滑な対応が期待できるので安心 ■日常生活自立支援事業の利用 0 名（過去に利用者はいたが、今はいない）

サービス内容
■提供サービス ・金銭管理を実施している意義は、利用者間の貸し借りによるトラブル回避のため →昔は利用者が施設近くにある飲み屋を利用していた →すべての利用者ではないが工賃をもらっている、その管理も必要になる ・現時点で現金を預かっているのが 33 名、通帳も預かっているのが 6 名となっている →施設で通帳を預かっていない利用者は家族が管理している ■職員体制 ・利用者毎に担当者が決まっている →福祉支援を行っている職員が担当している、日常を知っていることでお金の動きが把握しやすいメリットがある →利用者に応じてお金の使い方アドバイスを行っている →現金管理は担当者が金庫を持って、その中で管理している ・通帳の管理はベテラン職員が担っている →通帳は毎月残高を記録している ・管理する現金の上限は決めておらず、園長の判断で残高が多すぎる時は対処する →工賃がたまって高額になる等 ・人手がかかるのは仕方がないと考えている、これ以上削ることができない →職員からの不満はない、金銭管理の意義を理解しているためだと思う ■整備しているもの ・規程、様式伝票類を整備している →利用者預り金管理規程 →金銭管理依頼書、金銭等預かり証、金銭等返却証、金銭返却確認書、現金出入金依頼兼受領確認書、入所者保管金預かり高一覧表 →利用者貴重品預り管理規程 →貴重品管理依頼書、貴重品預かり証、貴重品返却証、貴重品返却確認書、利用者買い物受領確認表 ・銀行の出金に関しては、代理届を提出している ■保管方法 ・現状マイナンバーは園長が管理している、今後の管理は検討中（医療証として使用する等、頻繁な対応は難しい、後見人が就いている場合の管理に調整が必要となる） ・身障者手帳は貴重品として管理している ■利用料 無償

■チェック体制

・チェックを厳重にしている

→実施指導で指摘されたこともあり、チェックは3人体制を行っている（2人のチェックといわれたが、3人のチェック体制にした）

→出納帳と預り金の金額があっているかのチェックも不定期で行っている。他業務の合間に行うので全員分を確認するのに1週間かかる

→チェックは単に残高確認や不正な出金がないかの確認だけでなく、利用者の様子を伺う機会にもなっている（例：最近雑誌の購入が増えた⇒本人が行くことが難しくなっていた）

■研修

・研修は行っていない

→分からないことがあれば、先輩や同僚から直接アドバイスをもらっている

→権利擁護の研修は必要だと感じている

■その他

・本人や家族からの依頼に基づいて金銭管理を実施している

→本人の同意が得られない場合でも家族の依頼があれば支援を行っている

・居室には鍵がかかるボックスが2つある

→入院したとき等本人不在はこのボックスに貴重品を入れて管理している

・満州開拓引揚者、戦争犠牲者及び一般困窮者の生活の場・働く場として開設

・身体障害のほか、知的障害や精神障害のある方も在籍

・地域とも積極的に交流・連携を行っている

・利用者のことを考えて運営されている

→選べるのが当たり前との考えより昼食や夕食は2つのメニューから選択することができる

・就労も細分化されており、利用者が作業を行いやすいように工夫されている

・面会機会を作るために施設費の口座振替をしていない

→基本的には持参してもらっている、遠方の方は振込みでも対応している

対象法人名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	
対象施設名	軽費老人ホーム和風荘	
対 応 者 名	才原　直様、木林実行委員	
調　査　日	2025 年 2 月 14 日(金)　15:30～17:00	
訪 問 者 名	北中、角谷	

法人・施設の概要

【法人】

施 設 数　15 施設

職 員 数　2,600 名

理　　念　私たちはつながるすべての人の夢を応援し、すべての人の幸せを支え続けます

【施設】

入居者数　70 名（うち介護付きは 30 名）

居　　室　基本個室となっているが、5 部屋のみ夫婦部屋（1 組親子が入居）

家族関係　単身と家族ありの割合は３：７

介 護 度　自立度が高い入居者が多い（平均介護度：2.1）
→お風呂に階段（3-4 段）があるが、自分で入浴できることが入居の前提

利用者の状況

■利用者数

25 名

■成年後見制度の活用

4 名

■日常生活自立支援事業の利用

１名（施設は介入していないので具体的な内容は把握していない）

サービス内容
■提供サービス ・現金のみ預かっている 　→上限は 3 万円としている 　→通帳や印鑑等は預かっていない ・金銭出納帳の作成、現金の保管 ・その他の預かり 　→健康保険証は預かっている（マイナンバーカード一体型は預かっていない） ■職員体制 ・現金の扱いは職員全員が対応できるようにしている 　→職員勤務がシフト制のため、 　→入金伝票、出金伝票を作成して管理している ・管理システムへの入力は主事に限定 ■整備しているもの ・契約書 ・入金伝票、出金伝票 ・金銭管理専用のソフト（システム）を導入 ■保管方法 ・保管は利用者毎にコインケースを使用 ・コインケースは金庫で保管している ■利用料 ・利用料は 50 円/日 ・施設費と一緒に口座振替で徴収している ■チェック体制 ・金銭出納帳と現金の突合せは毎週実施している（管理者・主事） ・利用者本人へは希望があれば随時閲覧可能にしている ・3 ヶ月に 1 回、家族に出納帳（写）、レシート等を送付している 　→家族が送付を断っても、確認のために送付している ・法人事務局にも 3 ヶ月に 1 回報告している 　→年 1 回ある法人の内部監査でもチェックを行っている ■研修 ・伝票作成は簡単なので、特段研修は行っていない

■その他

・金銭管理を利用していない入居者へは多額の現金を取り扱わない等に注意喚起している
　→部屋は施錠できるが金庫は設置していない、貴重品類は個々がカバン等で保管する
　→利用を勧めたいケースもあるが、利用料が発生するのでためらいもある
・こだわりがなければ、お金を使わなくても生活は可能（施設が提供する食事等のみ）
・現在、施設費の滞納等はない
・出納帳は 5 年保管としている

対象法人名	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	
対象施設名	かんなびのさと	
対 応 者 名	施設長　山元　明子様（左） 金銭管理担当　三島　和美様（右）	
調　査　日	2025 年 3 月 5 日（水）10:00～11:00	
訪 問 者 名	北中、坂口	

法人・施設の概要
【法人】 施 設 数　17 事業所 職 員 数　1,297 名 理　　念　ともに生きる心を育み　ともに歩む社会の実現 【施設】 入居者数　入所 80 人、短期入所 20 人 →知的障害や身体障がいの手帳のある方 居　　室　10 ユニットに分かれており、各 10 名が生活している 居室は個室でユニットごとにトイレ、浴室を完備しいる 介 護 度　障がいのある方も多い

利用者
■利用者数 80 人（入所者全員） ■成年後見制度の活用 入所者の 1/3 が利用 →入所時に後見人が就いていることが多い ■日常生活自立支援事業の利用 0 名

サービス内容
■提供サービス ・小口現金の管理 　→金銭出納帳の作成 　→上限 5 万円（法人統一）、理由がある場合は変更届提出が必須 ・口座（通帳）からの入出金 ・必要書類の保管 　→通帳、印鑑、キャッシュカード ・支払いの代行 　→施設内では自動販売機とコンビニの移動販売（月 1 回）の利用が多い ■職員体制 ・金銭管理担当者（専任：パート週 5 日、6 時間） 　→効率的な作業を行うために金融機関訪問は月 1 回まとめて行っている 　→臨時的な出金等が発生した時は随時対応している ・ヘルパー外出時のながれ 　→1 回あたり 2 万円前後の使用が多いため 2 万 5 千円を持ち出す 　→①出金依頼書の作成（ユニット会計）→②ヘルパーに 2 万 5 千円を仮払い→③残金と領収書を回収 ■整備しているもの ・契約書、出納帳、出金依頼書、預かり証、変更届、施設金銭関係保管物有高証 ・法人作成の金銭管理に関する規約 ・金融機関へは法人として代理人登録している ■保管方法 ・金庫を 3 つ使用して保管している 　→①普通通帳・現金・印鑑、②キャッシュカード、③通帳 ・現金は入所者と短期入所者と分けて保管しているが、利用者ごとにはしていない ・基本的には本人の手元に現金はない ・金銭管理利用者は金庫に、非利用者はユニットの鍵付きの収納に保管し都度出し入れ ■利用料 ・月額 1,600 円（法人で統一） 　→金銭の使用の有無、月途中の解約でも同額

■チェック体制
・出金時のチェック（金銭管理担当者）
・突合を月に 1 回実施（金銭管理担当者⇒主査⇒施設長）
　→出納帳、領収書、現金を確認
・突合後、利用者家族へ記録を送付
・法人監査として年に 1 回確認される
・年 2 回、施設金銭関係保管物有高証を作成

■研修
・研修は実施していない
・担当者が代わるときは口頭で引き継ぎを実施

■その他
・法人として統一された規程類を作成している
　→実務に関しては各施設にある程度の裁量が与えられている
・退去時の保管物
　→家族がいない方に関しては必ず後見人をつけているので保管物は後見人へ
　→施設でご逝去後に保管することはない

本調査は、令和６年度大阪府福祉基金地域福祉振興助成金の交付を受けて実施しました

施設等入居者の金銭管理に関する
ヒアリング調査報告書

特定非営利活動法人 NPO かんなびの丘
大阪府堺市北区百舌鳥梅町 1-18-1
TEL.072-255-6336 / FAX072-205-5050